

ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

平成20年5月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 この要綱による助成対象者は、次条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という)に自社のドライバー等を派遣するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定研修施設
全ト協又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設
- (2) 指定研修施設
前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であつて、全ト協が指定する3日間、4日間の「特別研修」及び2日間の「一般研修」から構成される。

(助成額)

第5条 助成額は次のとおりとする。

- (1) 「特別研修」については、研修受講料の7割を助成する。
ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)のドライバー等が受講する場合は、研修受講料の全額を助成する。
- (2) 「一般研修」については、研修受講料の一部を助成する(10,000円助成)。
- (3) 「特別研修」と「一般研修」を合わせて、1事業者あたり計3名を限度とする。
- (4) 予算枠に達した場合は、その時点で受付終了とする。
- (5) 国等から補助金が交付されている場合は、助成金を交付しない。

(交通費)

第6条 埼玉県トラック総合教育センター又は自動車安全運転センター安全運転中央研修所で受講する場合は、交通費(往復の運賃相当額)を助成する。

- ア 埼玉県トラック総合教育センター(深谷市)の場合は、21,400円を助成する。
- イ 自動車安全運転センター安全運転中央研修所(茨城県ひたちなか市)の場合は、19,300円を助成する。

(研修受講料)

第7条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定める若しくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(公募等)

第8条 宮ト協は、全ト協の示す各地方トラック協会ごとの助成限度額(予算)及び利用状況等を勘案し、事業者の公募又は割当てを行う。

(助成適否の事前確認)

第9条 事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に宮ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み)

第10条 前条の確認を得た事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をした上で、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を宮ト協に提出しなければならない。なお、受付期間は、2020年4月1日から2021年2月5日までとする。

(受講料の納入)

第11条 事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第12条 事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という)を宮ト協に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の「研修参加報告書」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

なお、2月の研修も助成対象になるが、2021年2月26日までに、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」及び添付書類を提出できる研修でなければ、助成金の交付を受けることができない。

(助成金の支給)

第13条 前条により報告を受けた宮ト協は、事業者に対して速やかに助成金を支給する。

(取下げ)

第14条 事業者が第10条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに宮ト協に対して、様式4の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第15条 事業者若しくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、事業者は研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。

(2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。

(3) 第12条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。

(4) 研修又は手続き等において、本要綱若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(助成金の返還)

第16条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。